

## 知的財産とNII (グリーンペーパー)

### - IITF知的財産権WGの報告書暫定草案 -

<input type="checkbox"/> はじめに .....	1
<input type="checkbox"/> グリーンペーパーの概要 .....	2
I 法 律 .....	3
II 技 術 .....	3
III 教 育 .....	3
IV 暫定的な所見と勧告 .....	3
<input type="checkbox"/> 若干のコメント .....	8

#### はじめに

1994年7月7日、米国において、「知的財産と全米情報インフラストラクチャー (NII)」と題する報告書案 (略称グリーンペーパー) が発表された。この報告書は、クリントン政権が進める「全米情報インフラストラクチャー (National Information Infrastructure=NII)」いわゆる「情報スーパーハイウェイ」プロジェクトの一環として1993年9月設置された「情報インフラストラクチャー・タスク・フォース (Information Infrastructure Task Force=IITF、議長はBrown 商務長官)」の中の情報政策委員会の知的財産権作業部会 (議長はPTO のLehman長官) がNIIを推進する上での知的財産権問題を調査し、検討結果を140ページ余りにまとめたものである。グリーンペーパーは中間的なものでこれに対し公の意見を募りその後最終的報告書をまと

める予定とされている。

グリーンペーパーではN I Iが十分利用されるかどうかは、N I I上を流れる著作物の著作権者の権利を十分保護することができるかどうかにかかっているという基本的認識のもと必要最小限の法改正でこれを実現するという観点から提案を行っている。具体的には次の諸点について提案を行っている。

- ① 送信行為を頒布権の範囲に入れること及びこれに関連して発行、ファーストセールドクトリンその他の規定の改正
- ② コピー防止の技術的装置を破る装置の製造等を侵害行為とみなすこと
- ③ 著作権管理情報の虚偽表示、不正除去等の取り締まり
- ④ 著作権の国際的ハーモナイゼーション
- ⑤ 学校、図書館でのN I I利用とフェアユース
- ⑥ 標準化と知的財産権
- ⑦ その他

#### グリーンペーパーの概要

##### 〈背景〉

N I Iと知的財産権の関係を検討する背景を次の通り述べている。

「N I Iは、瞬きの間に即座にそして安価に国のどこにでも運ばれる情報やエンターテイメントの資源へのアクセスを増加させる大きな可能性を持っている。たとえば、何百というテレビ番組のチャンネル、何千という音楽レコーディング、そして文字どおり何百万という雑誌と書籍が米国内場合によっては全世界の家庭でも職場でも利用できる。N I Iは教育や健康医療システムを進歩させ得る。N I Iはアメリカ人に対する雇用を生み出しながら、米国企業が世界経済の中で競争し、成功するための能力を高め得る。N I I上を流れる情報やエンターテイメントの製品を処理し、編成し、まとめあげ、広める場面でも新しい雇用機会が創出され得る。

しかし、もし知的財産法で保護可能な情報やエンターテイメントの製品がN I I経由で広められるとき、効果的に保護されないとしたら、N I Iの可能性は実現されない。知的財産権の権利者は、もし米国内及び国際的にN I Iの環境で作品が利用される条件を定め、実行することを彼らに許す適切なシステムが整備されていないのなら、自分の利益を危険に晒そうとはしないであろう。同様に広く、バラエティに富む作品へのアクセスが、平等で合理的な条件で供給され、それらの作品の完全性が保証されなければ、公衆はN I I上で利用可能なサービスを利用しないであろうし、N I Iの成功に必要な市場も生まれない。」

## I. 法 律

著作権法の現状（保護対象、保護範囲、権利譲渡とライセンス、保護期間、独占的権利、権利の制限、権利侵害、国際的動向）を教科書的に記述している。また、特許、商標、トレードシークレットについてその制度の概要とN I Iとの関連を簡単に記述している。この法律の章約100ページのうち80ページは著作権法に当てている。

## II. 技 術

著作物への不法なアクセスをコントロールしたり、著作物を管理しその利用の程度をモニターするため技術は必要であるとの認識を示し、関連の技術を概観している。

## III. 教 育

N I Iが成功裡に発展するためには知的財産権について公衆に対する効果的な教育が必要であるとの認識を示している。

## IV. 暫定的な所見と勧告

この所見と勧告は暫定的なものであるが、より詳細な公衆の意見を募るため法改正の提案を含む具体的文言を提示する。

### A. 法 律

「知的財産権が技術と歩調を合わせるのは難しい。・・・上着が少し窮屈になってきている。新しいものは必要ないが、従来のものに少しばかり手直しが必要である。」

#### 1. 送信による頒布

##### a. 頒布権

著作権法は、著作権者に対し、公衆に著作物の複製物又はレコードを頒布する排他的権利を与えている。しかし現行法では、送信が著作物の複製物やレコードの頒布を構成するか明らかでない。そこで送信による公衆への頒布も排他的権利である頒布権の範囲に入るよう、次のように著作権法第106条(3)を改正すべきである。

「著作物の複製物又はレコードを販売その他の所有権の移転、貸与又は送信によって公衆に頒布すること」

また関連して、「実演と展示の送信」と「複製物の送信」の線引きは難しいが、実演と展示だけでなく、著作物の複製物の伝達が送信となることがあるので（著作権法第101条の）「送信」の定義を改正すべきである。

「実演又は展示の送信とは、映像又は音をそれが発信される場所から離

れた場所で受信する装置又は方式によって実演又は展示を伝達することを言う。複製物の送信とは、著作物の複製物又はレコードをそれが発信される場所から離れた場所で固定する装置又は方式によって著作物の複製物又はレコードを頒布することを言う。送信が実演又は展示の伝達と複製物の頒布の両者を構成する場合、送信の主たる目的又は効果が送信の受信者に対して著作物の複製物又はレコードを頒布することであるならば、かかる送信は複製物の頒布とみなされる。」

また関連して著作物の複製物が送信によって合衆国に輸入され得ることに關し、著作権法第602条を次のように改正すべきである。

「合衆国外で取得された著作物の複製物又はレコードをこの法律に基づく著作権者の許諾を得ずに、有形物の輸送であるか送信であるかに関わらず、合衆国に輸入することは、第106条に基づく複製物またはレコードを頒布する排他的権利の侵害となり、かつ、第501条に基づいて訴えることができる。」

#### b. 発行

N I I を經由しての実演、展示の送信は現行法では発行に当たらない。著作権法第101条の発行の定義を送信による頒布の概念を含むよう改正すべきである。

「発行とは、著作物の複製物又はレコードを販売その他の所有権の移転、貸与又は送信によって公衆に頒布することを言う。更なる頒布、公の実演又は公の展示を目的として一群の者に複製物またはレコードを頒布するための提供は、発行となる。著作物の公の実演又は展示自体は、発行とはならない。」

#### c. ファーストセールドクトリン

送信は著作物の複製と複製物の頒布の両方に関わる。送信の場合著作物の複製物は処分されず最初の所有者の元に残り、送信の受信者は著作物の複製物を受け取る。ファーストセールドクトリンを送信に適用しないことを明確にするため、著作権法第109条を次のように改正すべきである。

「(2)この規定は、送信による複製物またはレコードの販売又はその占有権の処分には適用されない。」

#### d. その他の関連する改正

「頒布」という用語（若しくはこの用語の別の表現）は定義されずに著作権法に90回以上も使用され、また「頒布」は「発行」の定義に用いられているがその「発行」という用語も100回以上使われている。第106条の「頒布」にかかる改正による結果について慎重に分析しなければならない。

## 2. 技術的な保護

著作物保護のための技術を外すためにも技術が用いられる。無許諾使用を防ぐための技術的方法を壊す装置、製品、部品、役務を禁止することは、公衆の利益にかなうと判断する。複製防止のシステムを壊す装置の輸入、製造、頒布並びに役務の提供を禁止するよう著作権法を改正すべきである。著作権法512条の新たな追加を勧告する。

「何人も、著作権者又は法の授権なく、主たる目的又は効果が、（第三者による）第106条の排他的権利の行使を防ぎ、抑制するためのプロセス、措置、メカニズム又はシステムを回避し、迂回し、除去し、無効とする装置、製品又はそれらの装置若しくは製品に組み込む部品を輸入し、製造し若しくは頒布し、又はいずれかの役務を提供し、若しくは、実行してはならない。」  
これに伴い以下の改正を行うべきである。

「501条（a）・・・512条に違反する者は、そのものの装置、製品、部品、サービスによって回避されるプロセス、措置、メカニズム、システムを利用する著作物の著作権の侵害者とする。」

「503条（a）裁判所は、・・・512条に違反して輸入され、製造され又は頒布されたと主張される全ての装置、製品又は部品の押収を命ずることができる。」

「503条（b）裁判所は、・・・512条に違反して輸入され、製造され又は頒布されたと認められる全ての装置、製品又は部品の廃棄その他適当な処分を命ずることができる。」

「506条（b）没収及び廃棄・・・裁判所は、・・・侵害に用いられたすべての・・・製品、部品・・・の没収及び廃棄その他の処分を命ずるものとする。」

なお、違反者に対する訴訟を起こす資格は複製防止システムによって保護される著作物の著作権者にのみ認められる。複製防止システムの製造者にはそのような資格はない。

## 3. 著作権管理情報

著作物に関する著作権管理情報（著作権者の氏名、著作物の使用条件など）は、N I Iの効果的運用と成功にとって重要となる。著作権法は、著作権管理情報の虚偽の記入、除去、変更を禁じるように改正されるべきである。101条に定義の追加、506条に刑事罰の追加を行うべきである。

「101条 著作権管理情報は、著作物に付帯される情報で、著作権者を特定する氏名その他の情報、著作物の利用条件、I B S Nのような著作物特定のためのコードを含む情報を言う。」

「506条（g）虚偽の著作権管理情報－虚偽の著作権管理情報を、情を

知って詐欺の意図をもって、デジタル的に著作物の複製物にリンクする者、又は虚偽の著作権管理情報がリンクされていることを知りながら、詐欺の意図をもって、当該情報を付帯する著作物を公衆に頒布もしくは頒布のために輸入する者は、2500ドル以下の罰金に処せられる。」

「506条(h) 著作権管理情報の詐欺的除去—著作物の複製物にデジタル的にリンクされた著作権管理情報を、詐欺の意図をもって、除去し又は改変する者は、2500ドル以下の罰金に処せられる。」

#### 4. 公の実演権

レコードの送信が実演か頒布かは「主たる目的、効果のテスト」を用いるべきである。現行法がレコードに公の実演権を与えていないことに強い政策的根拠があるわけではない。レコードにも公の実演権を与えるべきである。

#### 5. フェアユース

「著作物が主として又はもっぱらオンラインで利用されるようになるにつれ、研究者、学生、及びその他の一般会員が学校及び公共図書館で著作物を拾い読みする現在のオフラインによる機会に相当する機会をオンラインでも持つことが重要となる。

著作権法は、公共のために存在する。憲法の目的を果たすために法は保護される著作物に含まれる情報を公衆が自由に利用できるよう努力すべきである。勿論自由に利用できるということは、必ずしもただで利用できることを意味するものではない。・・・公共図書館や学校及びそれらが提供する情報へのアクセスは、この国が情報を持つ者と持たざる者の国になることを防ぐ重要な手段である。・・・ワーキンググループは、公共図書館及び学校における著作物のフェアユースに関するガイドラインを策定することに関心のある著作権者及びユーザーが一堂に会する会議を主催する。」

#### 6. ライセンシング

知的財産法は、権利のライセンスを市場に任せている。現状では知的財産権の強制許諾を追加する必要はなく、望ましくもない。

#### 7. 国際問題

G I I (Global Information Infrastructure) 上を伝わるエンターテインメントや情報に対する十分で効果的な保護がなければならない。各国のN I Iだけでなく、G I Iも成功した場合、こうした基盤を支える経済構造を強化する知的財産権は、全ての権利と利益について内国民待遇に全面的に基づき各国内法で明白

に認められなければならない。

G I I が N I I の国際的な相互連結を通じて発展を続けるのに伴い、エンターテインメントや情報という製品を供給する者の経済的権利を保護するため、内国民待遇の原則に基づき次の内容の規則を規定すべきである。

1、G I I に参加する各国は、文芸的及び美術的著作物又はそのような著作物を具体化している固定物に関し、国内法に基づき現在あるいは将来認められる全ての権利と利益について、その国が自国民に与えているのと同等以上に有利な待遇を他の G I I 参加国の国民に与えるものとする。

2、利益には、G I I 参加国の領域で権利を利用し、享受する可能性が含まれ、その可能性は、各国が自国民に与えるものと等しい。

3、G I I 参加国は、権利者に対し、内国民待遇を与える条件として文芸的及び美術的著作物またはそのような著作物を具現化している固定物の権利を取得するのにいずれの方式の履行も求めない。

デジタル通信の世界では、人格権の程度と範囲に関する懸念が生じている。人格権は従来にもまして重要と考える者もいるし、人格権はデジタルの世界では再考されるべきと考える者もいる。われわれは後者の考え方に賛成する。

必要とされる保護水準を国際的に達成するためには、大陸法系の作者の権利及び隣接権からなる制度と英米法系の著作権制度との間にある相違に橋をかける方法を見つけなければならない。この取り組みの本質的要素は、どちらの制度でも実現可能な基準を設定することにより、保護水準を調和させることである。

## B. 技 術

政府によるか、民間によるかに関わらず標準化が確立される場合、関係する知的財産権の権利者は、当該知的財産を標準に用いることが無許諾の権利行使となる場合には、当該知的財産を標準に使われることを断ることができるようにすべきである。権利者が、その知的財産を標準の一部とすることを望むなら、非差別的で合理的なライセンス契約が必要となろう。知的財産権の権利者による市場支配から生じた事実上の標準の場合、不公正なライセンス慣行は独禁法によって扱われる。

## C. 教 育

N I I を成功に導くためには、知的財産権に関する効果的な公衆教育が重大であり、知的財産法の原則は、学校や図書館で教えるべきである。ワーキンググループは、学校や図書館で使用されるカリキュラムを策定する会議を主催する。

以上がグリーンペーパーの概要である。これについての意見収集が9月7日まで行われ、公聴会も開催される予定となっている。

## □若干のコメント

情報に関する知的財産権保護の強化がN I IやG I Iの成功につながるという基本的認識に基づく報告である。すなわち法的保護が不十分であれば魅力あるエンターテイメントや情報はネットワーク上を流れなくなることになり、N I IやG I Iを利用する者もいなくなる。だから知的財産権保護が必要であるという発想である。著作権保護強化の具体的勧告として送信行為を頒布権でコントロールすること、コピー防止装置を破る行為等を侵害とすること、著作権管理情報の虚偽表示等の取り締まりなどを提案している。

このワーキンググループの責任者であるP T Oのリーマン長官は、「最終的には、N I Iの知的財産権問題についてのCONTU報告書のような権威のあるものにしたい」と表明したと言われるが、内容的には、著作権法の周縁的改正（しかもそれほど目新しいものはない。）を提言するのみでデジタル情報、ネットワーク社会というものを前提にした新しい著作権法の構築という観点からは物足りない印象を拭いさることができない。（例えば既に送信行為については、日本では著作権の支分権の一つとして有線送信権を規定しているし、またE Cでは、コンピュータプログラムの法的保護に関する指令でコピー防止装置を破る行為等に対する救済措置を規定している。）

「情報を持つ者」と「情報を持たざる者」に二極化しない為の重要な手段として情報へのアクセスを保証し自由利用を認める「フェアユース」があるという正しい認識に立ちながら、N I Iにおいてもこれを保証するための新しいフェアユースの考え方を何等示していない点は不満の残る点である。逆に自由利用は「ただ」で利用できることを意味しないと述べ、フェアユースの議論を図書館と学校での利用に限定しようとしている点からすると、むしろ情報の自由流通に対して抑制的な立場にあるのではないかとさえ考えられる。

今回の報告は中間的なものであり、各方面から意見を収集し、公聴会を開催し、会議を主催して最終的な報告は出されることになっているが、特にフェアユースに関する動向には注目しておく必要がある。

(了)